

車椅子利用者移送自動車貸渡事業約款

第1条 長浜市社会福祉協議会長（以下「甲」という。）は、車椅子利用者移送自動車（以下「外出支援車」という。）貸渡事業実施要綱（以下「要綱」という。）及びこの約款に定めるところにより、外出支援車を借受人（以下「乙」という。）に貸渡するものとし、乙はこれを借り受けることに同意するものとする。

（貸渡の中止）

第2条 甲は、乙が貸出期間中に次の各号のいずれかに該当した時は、何らの通知及び催促することなく貸渡を中止し、直ちに返還を乙に請求することができる。

- (1) この約款及び規程に違反し、または要綱第2条に定める者でなくなったとき。
- (2) 交通事故を起こしたとき。
- (3) その他会長が貸渡を不適當であると認めたとき。

2 甲は、外出支援車が甲の責任によらない天災その他の不可抗力の事由により使用不可能となった場合には貸渡を中止することができる。

3 甲は、貸渡期間中であっても、乙の同意を得て貸渡を中止することができる。

（申込内容の変更）

第3条 乙は、貸渡を受ける前に申込内容の変更をしようとする時は、甲の承諾を得なければならない。

2 甲は、前項の規定による申込内容の変更によって、貸渡することができない場合には、利用の承認を取り消すことができる。

（貸渡の拒絶）

第4条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合には、貸渡を拒絶することができる。

- (1) 運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。
- (2) 酒気を帯びているとき。
- (3) 要綱第4条で申請した運転者と外出支援車貸渡時の運転者が異なったとき。
- (4) 借受申込書（以下「申込書」という。）の貸渡開始時間を1時間以上経過しても利用申出をしないとき。

（貸渡時間及び場所）

第5条 甲は、申込書及び承諾時に定めた時間及び場所で、貸渡するものとする。

2 貸渡場所は、原則として長浜市社会福祉協議会本所および支所とする。

(利用料)

第6条 無料とする。ただし、外出支援車の燃料は、利用者負担とする。

(貸渡時の点検)

第7条 乙は、甲と共同して車両点検を行い、整備不良がないことを確認したうえで、甲は乙に貸渡すものとする。

(管理義務者)

第8条 乙は、善良なる管理者の注意義務を持って外出支援車を使用しなければならない。

2 前項に規定する管理責任は、借り受けた時に始まり、甲の指定する場所に返還し甲の返還の承諾を受けた時に終了する。

(禁止行為)

第9条 乙は、借受期間中次の行為をしてはならない。

- (1) 営利目的その他申込み内容以外に使用すること。
- (2) 外出支援車を転貸し、または担保の用に供する等甲の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (3) 承諾書の運転者以外が運転をすること。ただし、緊急の場合は除く。
- (4) 法令または公序良俗に違反して使用すること。

(認可証の携帯義務)

第10条 乙は利用期間中、要綱第5条第1項に基づき交付された許可証を携帯しなければならない。

(賠償責任)

第11条 乙は、その過失により外出支援車に損害を与えた場合には、甲の指示に従いその損害を賠償しなければならない。ただし、甲が特別な理由があると認めた時は、その責任を免除または軽減することができる。

2 前項に定めるもののほか、乙は、外出支援車を使用して第三者または甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(事故処理)

第12条 利用中及び利用後の利用者の病状の急変等並びにその他あらゆる事故については、甲は一切の責任を負わない。ただし、交通事故の場合は、甲が加入する自賠責保険・自動車任意保険の補償の範囲内で補填する。

2 借受期間中に人的・物的事故または車両に損傷が発生した場合は、それが不可抗力及び乙の過失の有無を問わず、乙は道路交通法に基づく処理を講じた後、延滞なく本会に報告しなければならない。

3 乙は、事故に関し、甲及び甲が契約する保険会社が必要とする書類、又は証拠となるものを延滞なく提出しなければならない。また、第三者と示談及び協定をする時は、事前に甲の承諾を得なければならない。

4 外出支援車の修理は、甲が特に理由があると認める場合を除き、甲の指定する事業所で行うこととする。

5 乙は、前項に規定するもののほか、自らの責任において事故の解決に努めなければならない。

6 甲は、乙のため外出支援車に係る事故の処理について、助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

(補償)

第13条 甲は、締結した損害保険契約により、乙が負担した前条第1項の賠償責任を保険の範囲内で補填するものとする。

2 搭乗者障害補償の適用に際しては、必ず警察への人身事故の届出及び医師による治療を受けるものとする。

3 補償限度額を超える損害については、乙の負担とする。

4 補償限度額を超えて、乙の負担すべき損害額を甲が支払った時は、乙は直ちにその超過額を甲に弁済するものとする。

5 損害保険契約の免責事項に該当する場合には、乙の負担とする。

(事故時の処置)

第14条 乙は、借受期間中に異常の発見または事故を起こした時は、直ちに運転を中止し、必要に応じて警察、消防その他関係機関へ連絡し、法令に基づく適切な処置を講じなければならない。

2 乙は、異常または事故が乙の故意または過失により生じた場合には、修理に要する費用を負担するものとする。ただし、甲が特別の理由があると認めた場合には、この限りではない。

3 乙は、外出支援車を使用できなくなったことにより生ずる損害については、甲に請求できないものとする。

4 乙は、前項の対応を行った後、速やかに甲へ連絡し、その状況を報告するものとする。

5 甲は、前項の連絡を受けた場合、必要に応じて状況の把握および情報提供等の支

援を行うものとする。ただし、業務時間外においては、現地への即時対応が困難な場合がある。

(不可抗力事由による免責)

第15条 甲は、天災その他の不可抗力の事由により、乙が貸出期間内に外出支援車を返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について、乙に責任を問わないものとする。

2 乙は、天災その他の事由により、甲が外出支援車を貸渡ができなくなった場合には、これにより生ずる損害について甲に責任を問わないものとする。この場合、甲は直ちに乙に連絡しなければならない。

(返還の確認)

第16条 乙は、外出支援車を甲に返還する時は、通常の使用による摩耗を除き、貸渡を受けた時に確認した状態で返還するものとする。

2 乙は、返還にあたり、甲の立会いの上、外出支援車の状態を確認するものとする。また、乙または同乗者の遺留品がないことを確認し返還するものとし、甲は返還後の遺留品については責任を負わないものとする。

(返還時期および場所)

第17条 乙は、甲の指定する時間及び場所へ返還しなければならない。ただし、甲が特に理由があると認める時は、甲の承諾により時間を延長することができる。

(補 則)

第18条 この約款に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定める。